

## 会員における個人情報の適正な取扱いの確保について

平成17年5月25日

理事会決議

(平成19年10月24日 一部改正)

会員における個人情報の適正な取扱いの確保について	備 考
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この理事会決議は、協会が個人情報の保護に関する法律第37条第1項の認定を受けた認定個人情報保護団体として同項各号に掲げる業務を実施するにあたり必要な事項を定め、もって会員における同法に基づく個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とする。</p> <p>(業務)</p> <p><b>第2条</b> 協会は、会員の行う投資運用業又は投資助言・代理業における個人情報の取扱いに関し、次に掲げる業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 会員の個人情報の取扱いに関する苦情の処理</li><li>② 個人情報保護指針の作成および公表</li><li>③ 個人情報保護指針を遵守させるための必要な指導、勧告その他の措置</li><li>④ 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての会員に対する情報の提供</li><li>⑤ 個人情報の適正な取扱いの確保のための会員の役職員に対する教育・研修</li><li>⑥ 会員の名称の公表</li></ul>	<p>法37条1項</p>      <p>法37条1項1号、法42条 法37条1項2号、法43条1項 法37条1項3号、法43条2項 法37条1項2号</p> <p>法37条1項3号 法41条2項</p>

<p>⑦ 関係機関との連絡調整</p> <p>⑧ 前各号に掲げるもののほか、会員の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務</p> <p><b>(苦情処理業務)</b></p> <p><b>第 3 条</b> 前条①の苦情処理業務は、「個人情報の保護に係る苦情処理規則」第 2 条に定める苦情相談室が行う。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この規則は、協会が個人情報の保護に関する法律第 37 条第 1 項の規定に基づき個人情報保護団体の認定を受けた日から施行する。</p> <p>2. 平成 17 年 3 月 23 日理事会決議「個人情報の保護に関する取扱指針」は、この理事会決議による個人情報保護指針とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (平成 19 年 10 月 24 日)</p> <p>この改正は、定款について主務大臣の認可を受けた日 (平成 19 年 9 月 30 日) から施行する。</p> <p>(注) 改正条項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 第 2 条を改正。</p>	<p>法 37 条 1 項 3 号</p> <p>法 37 条 1 項 3 号</p> <p>法 37 条 1 項 1 号、法 42 条</p> <p>(注)</p> <p>法:個人情報の保護に関する法律</p>
---	---